11 年度更新よくある質問

〔申告書作成に関すること〕

Q1 保険料の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。

A．切り捨てになります。（P6参照）

Q2．24年度確定計算をしたところ不足額が発生し、25年度概算保険料と合計すると20万円を超えます。概算保険料のみですと20万円未満ですが延納できますか。

A．延納することはできません。概算保険料額が20万円以上の場合のみ、延納可能となります。（P7参照）

Q3．申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。

A．Q4の領収済通知書（納付書）の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字（文字）がわかるように書き直してください。訂正印を押す必要はありません。

Q4．領収済通知書（納付書）の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。

A．納付額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書（納付書）により納付してください。新しい領収済通知書（納付書）は労働局等に用意してあります。なお、他都道府県の領収済通知書（納付書）での納付はできませんのでご注意ください。（P7参照）

Q5．事業所の所在地を移転（名称を変更）しましたが、申告書の㉘（事業）、㉙（事業主）の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書（納付書）の印書されているものは訂正していいのですか。

A．移転先の新しい所在地（名称）をご記入ください。領収済通知書（納付書）については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合はハローワークへ「名称、所在地等変更届」、「事業主事業所各種変更届」をご提出ください。（P19参照）
（なお、印字されている所在地は、登録されている「事務所」の所在地です。）

Q6．昨年度に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。

A．申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください。
事業廃止に伴う確定申告では、口座振替納付ができない場合がありますので、管轄の労働局へお問い合わせください。

Q7．平成25年6月1日以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなければなりませんか。

A．廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、事業廃止後に平成25年度確定保険料申告書の提出が必要となります。

Q8．年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。

A．厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）
《URL》http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html

Q9. 出向している社員について、出向元と出向先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。

A. 出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。

Q10. 派遣の社員について、派遣元と派遣先のどちらの労働者として申告すればいいのですか。

A. ·派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。
①1週間の所定労働時間が20時間以上であること
②31日以上の雇用見込みがあること
·派遣先…原則として手続きの必要はありません。

〔申告書提出に関すること〕

Q11. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。

A. 申告書のみを管轄の労働局または社会保険·労働保険徴収事務センターにご提出ください(労働局への郵送も可能です)。

Q12. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。

A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料·一般拠出金還付請求書」を管轄の労働局へご提出ください。

Q13. 申告書の控えに労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。

A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働局へご提出ください。また申告書と領収済通知書を切り離し、申告書のみ管轄の労働局にご提出いただき、保険料の納付は別途、領収済通知書(納付書)を金融機関にご提出いただくことも可能です。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封くださいますようお願いいたします。

〔保険料納付に関すること〕

Q14. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。

A. どちらも使用できますので、申告書のみを管轄の労働局にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付する際にご利用ください。

Q15. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。

A. 日本銀行の歳入代理店になっている金融機関(郵便局を含む)で申告、納付を行ってください。

〔その他〕

Q16. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。

A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては、参考として源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、仮に申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。

Q17. 申告内容について、業者から問い合わせがありましたが。

A. 申告書の審査について、厚生労働省が外部委託した業者より内容の照会をさせていただく場合があります。業者名については、同封のリーフレットをご覧ください。